

令和6年度「水の事故・ゴミ捨て防止」—農業用水って何だろう?—

標語・ポスター募集要領

1 目的

農業用水路及びため池（以下「農業用水路等」という。）における水の事故で、尊い生命が失われることのないよう呼びかけるとともに、ゴミ投棄の防止についても併せて啓発するため、広く県民から標語及びポスターを募集する。

受賞作品については、カレンダーとして印刷のうえ小中学校等に配布し、水の事故及びゴミ投棄の防止に活用する。

2 主催及び共催

- (1) 主催：富山県
- (2) 共催：富山県市長会、富山県町村会、富山県土地改良事業団体連合会

3 募集方法

- (1) 各農林振興センターを通じ、小中学校や土地改良区等へ周知する。
- (2) 県のホームページ等を通じて、広く一般県民へ周知する。

4 応募期間及び応募先

- (1) 応募受付期間

令和6年9月 2日(月)～令和6年9月13日(金) (当日消印有効)

- (2) 応募先

応募作品は、最寄りの各農林振興センターへ送付するものとする。

送付先センター名	住所	電話番号	所管市町村
新川農林振興センター 指導課	〒937-0863 魚津市新宿10-7	(0765)22-9138	魚津市、滑川市、黒部 市、入善町、朝日町
富山農林振興センター 指導課	〒930-0096 富山市舟橋北町1-11	(076)444-4468	富山市、上市町、立山 町、舟橋村
高岡農林振興センター 企画振興課	〒933-0806 高岡市赤祖父211	(0766)26-8448	高岡市、氷見市、小矢 部市、射水市
砺波農林振興センター 指導課	〒939-1386 砺波市幸町1-7	(0763)32-8125	砺波市、南砺市

5 応募要領

- (1) 作品のテーマ

農業用水路等はこわいものであるというイメージだけを抱かせるのではなく、農業用水路等が農業活動を支え、生活用水としても大変重要なものであることへの理解を促進するとともに、農業用水路等での水難事故及びゴミ投棄の防止を呼びかけるもの。

(2) 標語の部

ア 応募上の注意

- ・1人1点とし、創作で未発表のものに限る。
- ・学校や職場等の団体でまとめて応募する場合は、別紙様式 1「標語団体応募用紙」を利用すること。
- ・個人でハガキ等により応募する場合は、裏面に、郵便番号、住所、氏名（ふりがな）、電話番号を明記すること。

(3) ポスターの部

ア 用紙

- ・大きさは、B3（横 36 cm×縦 51 cm）または市販の四ツ切（横 38 cm×縦 54 cm）とする。
- ・作品は縦位置（縦長）とする。

イ 文字

作品には、それに応じた文字（例えば「事故を防ごう」等）を記入してもよい。

ウ 応募上の注意

- ・1人1点とし、創作で未発表のものに限る。
- ・作品の裏面に、個人で応募の際は様式 2-1、団体で応募の際は様式 2-2「ポスター応募票」を貼り付けること。
- ・学校や職場等の団体でまとめて応募する場合は、別紙様式 3「ポスター団体応募用紙」を添付すること。

6 審査及び審査結果の発表

- (1) 審査は、主催者において選定した審査員により行う。
- (2) 審査結果は、令和 6 年 1 1 月下旬までに受賞者又は受賞者の学校に通知する。
- (3) 受賞者については、氏名、学校名及び学年等を県のホームページに掲載するとともに、新聞、テレビ等の報道機関に発表する。

7 表彰

- (1) 受賞者には、令和 7 年 1 月下旬（予定）に表彰式を行う。
- (2) 標語の部
富山県知事賞（優秀賞）：5 点、富山県土地改良事業団体連合会長賞（優秀賞）：5 点
- (3) ポスターの部
富山県知事賞（最優秀賞）：1 点、富山県知事賞（優秀賞）：5 点、
富山県土地改良事業団体連合会長賞（優秀賞）：5 点

8 その他

- (1) ポスターの部の応募作品は、返還するものとする。
- (2) 応募作品の著作権は、すべて富山県に帰属するものとする。
- (3) 受賞作品を使用して、令和 7 年度カレンダーを作成し、小中学校等に配布する。
- (4) 応募に際して記載された個人情報、本事業以外には使用しない。